

岩手県告示第181号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
[略]		[略]	
ふるさと振興部	[略]	ふるさと振興部	[略]
<u>文化スポーツ部</u>	<u>特別国民体育大会冬季大会スキー競技 会会場地市町村運営交付金</u>		
環境生活部	[略]	環境生活部	[略]
保健福祉部	[略] 低所得者介護保険料軽減負担金 地域子ども・子育て支援事業交付金 [略]	保健福祉部	[略] 低所得者介護保険料軽減負担金 <u>いわて子育て応援在宅育児支援金</u> 地域子ども・子育て支援事業交付金 [略]
[略]		[略]	
農林水産部	農地利用最適化交付金 <u>いわて6次産業化ネットワーク活動整 備交付金</u> <u>いわて6次産業化ネットワーク活動推 進交付金</u> 中山間地域等直接支払等交付金 [略] 多面的機能支払推進交付金 国有農地等管理处分事業事務取扱交付 金 [略]	農林水産部	農地利用最適化交付金 <u>農山漁村発イノベーション推進交付金</u> 中山間地域等直接支払等交付金 [略] 多面的機能支払推進交付金 <u>県有施設管理体制強化支援交付金</u> <u>水利施設管理強化交付金</u> 国有農地等管理处分事業事務取扱交付 金 [略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。